

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年6月25日（火） 9：02～9：21

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

山下貴司 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）

根本匠 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

渡辺博道 国務大臣（復興大臣）

山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 8件

○国会提出案件 15件

○公布（法律） 4件

○政令 12件

○人事 2件

○報告 2件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「指定行政機関の国民の保護に関する計画の作成及び変更」及び「都道府県の国民の保護に関する計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、法務省及び出入国在留管理庁並びに青森県及び島根県の国民保護計画の変更等に関する内閣総理大臣への協議について、それぞれ「異議がない」とするものであります。

次に、恩赦2件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、「水循環白書」、「首都圏白書」及び「交通政策白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、それぞれ、水循環基本法、首都圏整備法及び交通政策基本法に基づき、国会に提出するものであります。後程、各白書につきまして、石井大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書12件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」外3件が、21日の衆議院及び参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令12件について、御決定をお願いいたします。まず、「宮内庁組織令の一部を改正する政令」は、長官官房の宮務参事官一人を廃止するものであり、「金融庁組織令の一部を改正する政令」は、総合政策局に政策立案総括審議官を設置する等の改正を行うものであります。

次に、「関税法施行令の一部を改正する政令」は、最近における国際航空路線の開設計画等に鑑み、花巻空港を税関空港に指定するものであります。

次に、「大学等における修学の支援に関する法律施行令」は、同法の施行に伴い、授業料等減免の額等について定めるものであり、「同法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令等の規定の整備を行うとともに、学資支給基金に係る国庫納付の手続等を定めるものであります。

次に、「著作権法施行令の一部を改正する政令」は、相続や会社合併等による著作権の移転に関して、新たに登録制度が設けられることに伴い、登録申請手続等について定めるものであります。

次に、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令」は、新たに11種の物質を麻薬等に指定するものであり、「覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」は、新たに1種の物質を覚醒剤原料に指定するものであります。

次に、「工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、産業標準の対象に電磁的記録及び役務が追加されたことから、これ

らに係る登録認証機関等に納める手数料の額を新たに定める等の措置を講ずるものであり、「不正競争防止法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整理政令」は、用語の改正等、関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、「国土交通省組織令及び交通政策審議会令の一部を改正する政令」は、新たに大臣官房に公共交通・物流政策審議官を、観光庁に国際観光部を置く等の措置を講ずるものであります。

次に、「貨物自動車運送事業法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年7月1日及び11月1日と定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、白石博之外507名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等の授与について、御決定をお願いいたします。

次に、元特命全権大使西林万寿夫外4名の外国勲章受領許可について、御決定をお願いいたします。

次に、平成30年度第4・四半期における一般職の国家公務員等及び自衛隊員の再就職状況の報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、本年1月から3月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは263件、自衛隊員によるものは43件となっております。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・アルゼンチン租税条約」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、所得に対する租税に関する二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定めるものであります。なお、27日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「日・ベトナム受刑者移送条約」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、受刑者に対して本国で刑に服する機会を与えるための両国間の移送に係る手続等について定めるものであります。なお、7月1日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「日・インドネシア遺骨収集協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、同国において、第2次世界大戦の間に死亡した日本の兵士の遺骨収集事業を実施するために必要な協力の枠組みを取り極めるものであります。なお、本日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「原子力の安全等の研究開発協力に関する取極の一部改正に関する書簡」を米国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、核セキュリティの分野において更なる協力を進めるため、秘密情報の交換を可能とし、その対象となる情報の範囲等について取り極めるものであります。なお、明日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をバングラデシュとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「石炭火力発電計画」に、約1,431億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、30日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、石井大臣。

○石井国務大臣：この度、「水循環白書」、「首都圏白書」及び「交通政策白書」を取りまとめましたので、報告いたします。「水循環白書」、「首都圏白書」及び「交通政策白書」は、それぞれ水循環基本法、首都圏整備法及び交通政策基本法の規定に基づき、政府が毎年、国会に対し報告しているものです。

「水循環白書」では、「世界の水問題と我が国の取組」をはじめ、水循環の重要性、水循環施策をめぐる動向、さらには平成27年7月に閣議決定された水循環基本計画に盛り込まれた施策の取組状況について報告しております。

「首都圏白書」では、「首都圏における官民ボーダーレスな都市空間の創造」をテーマとして、現状分析や各地で取り組まれている事例等の整理や分析、及び首都圏整備の実施状況等について報告しております。

「交通政策白書」では、地方部の輸送人員の減少等の近年の交通の動向や技術革新による社会やサービスの変化について整理した上で、MaaS(Mobility as a Service)や自動運転といった様々な先進事例の動向を紹介し、具体的な取組について報告しております。

○菅国務大臣：次に、宮腰大臣。

○宮腰国務大臣：7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について、御説明いたします。

7月1日から31日までの1か月間、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を実施します。

本年度は、SNSに起因する被害児童数が依然として高止まり傾向にあること等を踏まえ、「インターネット利用に係る子供の性被害の防止」を最重点課題とし、青少年の非行・被害防止のための様々な活動を集中的に実施することとしています。

内閣府では、「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を開催し、青少年の非行・被害防止のための機運を盛り上げる機会にしたいと考えております。

閣僚の皆様におかれましては、本月間の取組に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○石田国務大臣：本日、「高度外国人材の受入れに関する政策評価」の結果を取りまとめ、意見を付して関係5省に通知することとしました。

評価の結果、高度外国人材の就業・定着を促進する観点から、①更なる高度外国人材の認定を図るため、高度人材ポイント制の一層の周知、②大学・大学院の留学生の効果的な就職支援の推進、③外国人の生活環境改善に係る効果的な取組の収集・提供等による地方公共団体への支援などが必要であると考えます。

関係大臣におかれましては、本評価結果を関係施策に適切に反映されますよう、お願いいたします。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○柴山国務大臣：国立大学法人旭川医科大学の学長吉田晃敏は、6月30日付けで任期満了となりますが、7月1日付けで再任いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、宮腰大臣。

○宮腰国務大臣：7月及び8月は、国家公務員の「ワークライフバランス推進強化月間」であり、主要な取組の一つである「ゆう活」が本格実施となります。

「ワークライフバランス推進強化月間」では、各府省等において、既存の業務の見直しや、新しい技術の活用などによる業務の効率化、退庁時間を早める「ゆう活」に集中的に取り組むことで、職場の意識を変革し、超過勤務の縮減を図ることとしています。

全ての職員が生き生きと働き、その能力を最大限に発揮できるよう、閣僚の皆様におかれましては、強力なリーダーシップの下、現場の問題意識や改善の努力を活かしつつ、この月間も契機として年間を通じた「働き方改革」を進め、具体的な成果につなげていただくようお願いします。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：本年度の予算執行調査につきましては、3月に44件の対象事案を公表し、調査に御協力を頂いております。そのうち35件について、今般、調査結果を取りまとめました。

閣僚各位におかれましては、予算が効率的・効果的に執行されるよう、今回の調査結果を令和2年度予算の概算要求や今後の予算執行に確実に反映していただくようお願いします。

また、現在、調査を継続中の9件につきましても、秋の予算編成過程でそれらの調査結果について十分議論させていただき、確実に予算に反映させたいと考えております。

○菅国務大臣：次に、私から緊急事態における迅速な閣議手続について、申し上げます。

6月28日からG20大阪サミットが開催されます。主要国の首脳が一堂に会するサミットを標的としたテロが、現地である大阪に限らず、我が国のいずれかの場所で発生する可能性も否定できません。

仮に、重大テロ等の緊急事態が発生した場合には、事態に迅速に対処するため、国家安全保障会議の開催や閣議手続を緊急に行う必要性が生じる可能性があります。

このような緊急の場合には、関係する閣議決定に基づき、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行うこと、また、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後速やかに連絡を行うこととなります。

閣僚各位には、厳しい情勢について十分に御認識をいただくとともに、24時間態勢で危機管理体制を確立し、いついかなる時にも携帯電話等で秘書官や各省庁と連絡が取れるような連絡体制を保つよう、改めての御確認をお願いいたします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

1. 衆議院議員高木錬太郎（立憲）提出日本政策金融公庫に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 衆議院議員松平浩一（立憲）提出チケット不正転売禁止法の解釈運用に関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）
1. 衆議院議員早稲田夕季（立憲）提出児童虐待防止対策の強化に向けた児童福祉法等改正後の残された課題に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員早稲田夕季（立憲）提出6月5日に提案理由説明が行われた薬機法改正案と来年の診療報酬改定に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員阿部知子（立憲）提出社会保険労務士の懲戒制度に関する再質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員山井和則（国民）提出年金の実質的な改定率の認識等に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員大河原雅子（立憲）提出フッ素入ハミガキ粉をうがいせず口腔内に留め最終的に飲み込むことに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員柚木道義（無）提出看護師の基礎教育4年制化，訪問看護推進総合計画の策定及び看護師の「働き方改革」に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員柚木道義（無）提出医科歯科連携及び周術期口腔機能管理に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

- ◎ 公布（法律）
- 資料なし ☆ {
- 1. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（決定）
 - 1. 学校教育の情報化の推進に関する法律（決定）
 - 1. 日本語教育の推進に関する法律（決定）
 - 1. 愛玩動物看護師法（決定）

- ◎ 政 令
- 資料あり
- 宮内庁組織令の一部を改正する政令（決定）
（宮内庁）
 - 〃 ○ 金融庁組織令の一部を改正する政令（決定）
（金融庁）
 - 〃 ○ 関税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（財務省）
 - 〃 ○ 大学等における修学の支援に関する法律施行令（決定）
（文部科学・財務省）
 - 〃 ○ 大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）
（同上）
 - 〃 ○ 著作権法施行令の一部を改正する政令（決定）
（文部科学省）
 - 〃 ○ 麻薬，麻薬原料植物，向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働省）
 - 〃 ○ 覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
 - 〃 ○ 工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令の一部を改正する政令（決定）
（経済産業・財務省）

- 資料あり
資あり
- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（決定）
（経済産業省）
 - 〃 ○国土交通省組織令及び交通政策審議会令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通省）
 - 〃 ○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（同上）

◎人 事

- 資料あり
資あり
- ☆元会計検査院事務総局次長白石博之外507名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）
 - 〃 ☆元特命全権大使西林万寿夫外4名の外国勲章受領許可について（決定）

◎報 告

- 資料あり
資あり
- ☆国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく報告について
（内閣官房）
 - 〃 ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告について
（防衛省）

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

- 資料なし
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の署名について
(決定) (外務省)
 - 〃 ○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の署名について
(決定) (同上)
 - 〃 ○第2次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定の署名について (決定) (同上)
 - 〃 ○原子力の安全等の研究開発の分野における協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の一部改正に関する書簡の交換について
(決定) (同上)
 - 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換について
(決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]